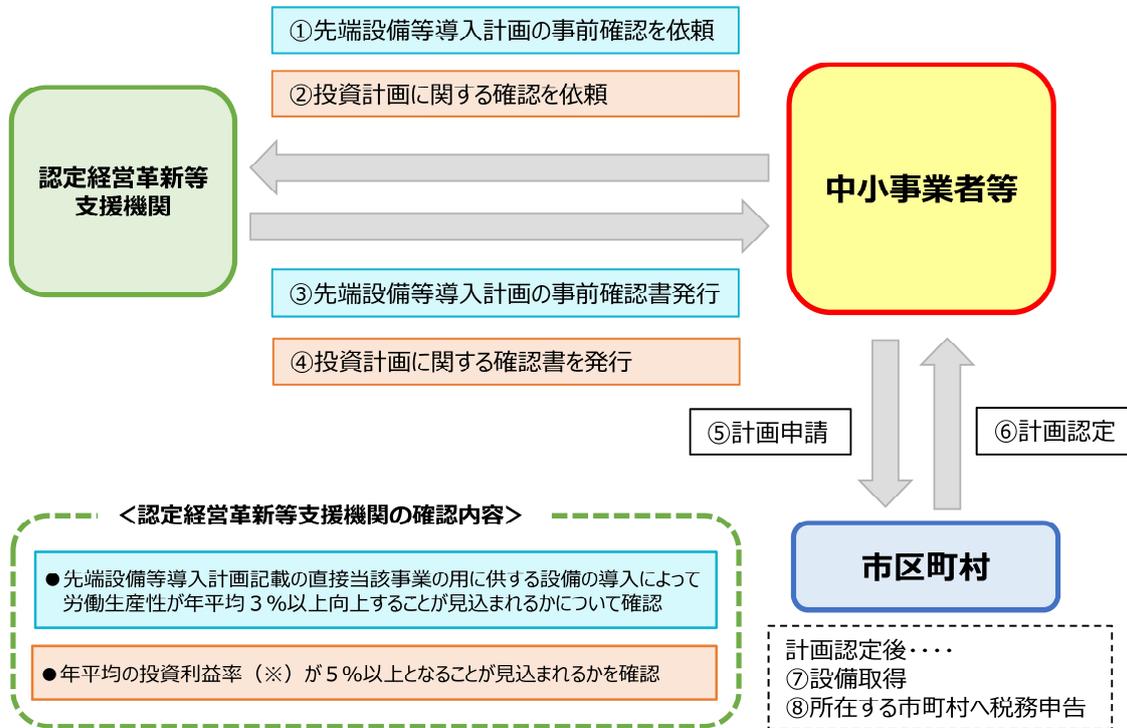


## 手続きの流れ



### <①・②・③・④>

認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、「先端設備等導入計画」及び「投資計画」の内容を確認し、それぞれ確認書を発行。

（※）年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}^{*1}) \text{の増加額}^{*2}}{\text{設備投資額}^{*3}}$$

- \* 1 会計上の減価償却費
- \* 2 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額
- \* 3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

### <⑤・⑥>

中小事業者等は、認定申請書とともに、③先端設備等導入計画に関する事前確認書及び④投資計画に関する確認書を添付して、市区町村に計画申請します。市区町村は、内容を確認し、適正と認められた場合は認定書等を交付します。

### <⑦・⑧>

認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等について、税法上の要件を満たす場合、税務申告において、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

税務申告に際しては、納税書類に④投資計画に関する確認書の写し、⑤認定を受けた計画の写し、⑥認定書の写しを添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用を受けられないことにご注意ください。